

令和 3 年

第 6 回 日向市議会(定例会)議案

11月26日

日 向 市

もくろく

議案第69号	日向市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する 条例	1
議案第70号	日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例	3
議案第71号	日向市公民館条例の一部を改正する条例	4
議案第72号	日向市立細島小学校施設の目的外使用に関する条例	6
議案第73号	日向サンパーク体育施設条例の一部を改正する条例	9
議案第74号	日向市日向サンパークオートキャンプ場条例の一部を改正する条例	10
議案第75号	日向市手数料条例の一部を改正する条例	12
議案第76号	令和3年度日向市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第77号	令和3年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第78号	令和3年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）	別冊

日向市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例

日向市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年日向市条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 電子計算機その他の事務用機器又は書画の借入れに関する契約</p> <p>(2) 情報処理システムの運用又は管理の業務に係る委託に関する契約</p> <p>(3) 庁舎その他市の施設（これに付随する施設及び機械設備を含む。）の保守又は管理の業務に係る委託に関する契約</p> <p>(4) 設備及び機器の保守、点検その他の管理の業務に係る委託に関する契約</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、物品の借入れに関する契約で、商慣習上契約期間が翌年度以後にわたることが一般的と認められるもの又は役務の提供を受ける契約で、年度の初日から年間を通じて役務の提供を受けるもの</p> <p>2 前項に定める契約に係る契約期間は、5年を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(長期継続契約を締結することができる契約)</p> <p>第2条 政令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結する ことが一般的なものうち、規則で定めるもの</p> <p>(2) 繰続的な役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり契約を締結する が必要があるものうち、規則で定めるもの</p> <p>(契約の期間)</p>

第3条 前条に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、
当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号の契約 7年以内
(2) 前条第2号の契約 5年以内
(委任)

第4条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1. この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この条例による改正後の日向市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の規定は、その履行期間の初日が令和4年4月1日以降の日で
ある契約について適用し、その履行期間の初日が同日前である契約については、なお従前の例による。

令和3年11月26日 提出
日向市長 十屋 幸平

日向市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日向市国民健康保険条例（昭和34年日向市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(出産育児一時金)	(出産育児一時金)
第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として <u>404,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるとときは、規則で定めることにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。	第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるとときは、規則で定めることにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第8条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

令和3年11月26日 提出
日向市長 十屋幸平

日向市公民館条例の一部を改正する条例

日向市公民館条例（昭和35年日向市条例第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正前	改正後
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。		第2条 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。	
	名称 位置	名称 位置	
「略」		「略」	
日向市細島公民館	日向市大字日知屋3379番地5	日向市細島公民館	日向市大字細島593番地1
「略」		「略」	
別表（第8条関係）		別表（第8条関係）	
1 公民館施設使用料	1 公民館施設使用料	1 公民館施設使用料	
「略」		「略」	
備考		備考	
1・2 「略」		1・2 「略」	
3～5 「略」		3 その他の公民館の使用料は、細島公民館については適用しない。 4～6 「略」	
2 冷房・暖房設備使用料		2 冷房・暖房設備使用料	
「略」		「略」	
備考		備考	
1・2 「略」		1 その他の公民館の使用料は、細島公民館については適用しない。 2・3 「略」	

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年11月26日 提出
日向市長 十屋 幸平

日向市立細島小学校施設の目的外使用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、日向市立細島小学校の施設及びその附属設備（以下「学校施設」という。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、学校教育に支障のない範囲において目的外使用させることに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 目的外使用の対象とする学校施設は、次のとおりとする。

- (1) 中会議室
- (2) 学習室
- (3) 和室
- (4) 調理室
- (5) 音楽室
- (6) 図工室

2 前項の規定にかかわらず、日向市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、細島小学校長（以下「校長」という。）の意見を聞いて、学校教育又は学校施設の管理に支障があると認めるときは、学校施設の全部又は一部を目的外使用の対象としないことができるものとする。

(学校施設の目的外使用時間)

第3条 学校施設の目的外使用は、午前9時から午後10時までの間にすることができる。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(目的外使用の許可の申請等)

第4条 学校施設を目的外使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。

2 教育委員会は、前項の許可に際し、あらかじめ校長の意見を聞かなければならない。

3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の目的外使用を許可しない。

- (1) 学校施設の目的外使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるとき。
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とするものであると認められるとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 学校施設を毀損し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、学校施設の管理上支障があると認められるとき。

4 教育委員会は、学校施設の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に、必要な条件を付することができます。

(目的外使用の許可の取消し等)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、学校施設の目的外使用の許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため必要があると認められるとき。
- (2) 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により学校施設の目的外使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校施設の管理上必要があると認められるとき。

(使用料)

第6条 学校施設の目的外使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が正当な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 市長は、市又は国若しくは他の地方公共団体その他公共的団体が目的外使用をするとき、その他市長が必要と認めるときは、第6条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(学校施設の変更禁止)

第9条 使用者は、特別な設備を設け、又は学校施設に変更を加えることができない。ただし、教育委員会がやむを得ないと認めるとときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第10条 使用者は、学校施設の目的外使用を終了したとき、又は第5条の規定により、学校施設の使用を取り消され、若しくは停止されたときは、直ちに目的外使用学校施設を現状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が特に認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償義務)

第11条 故意又は過失によって、学校施設を毀損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、情状により、前項の損害に係る賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 学校施設使用料

区分	時間	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
中会議室		1,320円	1,650円	2,970円	1,650円	3,300円	4,620円
学習室		550円	880円	1,430円	880円	1,760円	2,310円
和室		550円	880円	1,430円	880円	1,760円	2,310円
調理室		990円	1,210円	2,200円	1,210円	2,420円	3,410円
音楽室		880円	1,100円	1,980円	1,100円	2,200円	3,080円
図工室		880円	1,100円	1,980円	1,100円	2,200円	3,080円

備考

1 専ら準備及びリハーサルのために使用するとき（同日に引き続き本番で使用する場合を除く。）の使用料は、この表に定める使用料の額の40パーセントに相当する額とする。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

- 2 使用許可を受けた時間を超過して使用する場合の当該超過した時間に係る使用料（以下「超過使用料」という。）は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- (1) 正午から午後1時までの使用 午前の使用料の30パーセントに相当する額
 - (2) 午後5時から午後6時までの使用 午後の使用料の25パーセントに相当する額

2 冷暖房設備使用料

区分	時間	午前	午後	昼間	夜間	午後・夜間	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
中会議室		770円	990円	1,760円	990円	1,980円	2,750円
学習室		270円	440円	710円	440円	880円	1,150円
和室		270円	440円	710円	440円	880円	1,150円
調理室		660円	880円	1,540円	880円	1,760円	2,420円
音楽室		550円	660円	1,210円	660円	1,320円	1,870円
図工室		550円	660円	1,210円	660円	1,320円	1,870円

備考

- 1 超過使用料は、次の各号に掲げる使用区分に応じ、当該各号に定めるところによる。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- (1) 正午から午後1時までの使用 午前の使用料の30パーセントに相当する額
 - (2) 午後5時から午後6時までの使用 午後の使用料の25パーセントに相当する額

3 その他の附属設備及び備品使用料は、1回につき2,200円の範囲内で教育委員会規則で定める。

令和3年11月26日 提出

日向市長 十屋幸平

日向サンパーク体育施設条例の一部を改正する条例

日向サンパーク体育施設条例（平成18年日向市条例第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																														
<p>(施設の種類)</p> <p>第3条 体育施設は、テニスコート、<u>ゲートボール場及び管理棟並びに附帯設備</u>をいう。</p> <p>別表（第10条、第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ゲートボール場</td> <td>2時間</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1・2</td> <td>【略】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	単位	金額	【略】			ゲートボール場	2時間	770円	【略】			備考 1・2	【略】		<p>(施設の種類)</p> <p>第3条 体育施設は、テニスコート及び管理棟並びに附帯設備をいう。</p> <p>別表（第10条、第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1・2</td> <td>【略】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	単位	金額	【略】			【略】			【略】			備考 1・2	【略】	
施設名	単位	金額																													
【略】																															
ゲートボール場	2時間	770円																													
【略】																															
備考 1・2	【略】																														
施設名	単位	金額																													
【略】																															
【略】																															
【略】																															
備考 1・2	【略】																														

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

令和3年11月26日 提出
日向市長 十屋幸平

日向市日向サンパークオートキャンプ場条例の一部を改正する条例

日向市日向サンパークオートキャンプ場条例（平成10年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後		
(施設の種類)	(施設の種類)		
第3条 オートキャンプ場の施設は、キャンプサイト、コテージ、ログハウス、管理棟及び駐車場並びに附帯施設をいう。	第3条 オートキャンプ場の施設は、キャンプサイト、コテージ、ログハウス、 <u>ドックラン</u> 、管理棟及び駐車場並びに附帯施設をいう。		
(使用時間)	(使用時間)		
第6条 オートキャンプ場の施設のうち次表の左欄に掲げるものの使用時間は、それぞれ同表中欄及び右欄に定めるところによる。	第6条 オートキャンプ場の施設のうち次表の左欄に掲げるものの使用時間は、それぞれ同表中欄及び右欄に定めるところによる。		
施設名	使用の区分	使用時間	
【略】	ドックラン	午前9時から午後5時まで	
(使用の禁止又は制限)	(使用の禁止又は制限)		
第13条 指定管理者は、天災その他の事情により、 <u>キャンプ場</u> の使用が危険であると認めるとき、その他指定管理者が使用させることを不適当と認めたときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。	第13条 指定管理者は、天災その他の事情により、 <u>オートキャンプ場</u> の使用が危険であると認めるとき、その他指定管理者が使用させることを不適当と認めたときは、その使用を禁止し、又は制限することができる。		
別表第1（第9条、第10条関係）	別表第1（第9条、第10条関係）		
施設名	定員	使用の区分	使用料
【略】	ドックラン	1頭	330円

<u>2頭以上の場合</u>	<u>220円</u>
<u>の1頭当たりの追加料金</u>	
<u>1頭</u>	<u>年間</u>
<u>2頭以上の場合</u>	<u>6,600円</u>
<u>の1頭当たりの追加料金</u>	
<u>1頭</u>	<u>年間</u>
<u>2頭以上の場合</u>	<u>4,400円</u>
<u>の1頭当たりの追加料金</u>	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和3年11月26日 提出
日向市長 十屋 幸平

日向市手数料条例の一部を改正する条例

日向市手数料条例（平成12年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
手数料	事務	金額	手数料	事務	金額
〔略〕			〔略〕		
51 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」)第5条第1項、第2項又は第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」)による登録住宅性能評価(3) 5戸を超える10戸以下の建築物1棟につき新築より長期優良住宅法第	次の各号に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数の区分に応じ、当該各号に定める金額	51 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」)による登録住宅性能評価(3) 5戸を超える10戸以下の建築物1棟につき新築13,000円、増築又は改築19,000円	次に各号に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数の区分に応じ、当該各号に定める金額

6条第1項(4) 10戸を超える建築物1棟につき新築 第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下「長期優良住宅事前審査適合計画」という。)である場合	(4) 10戸を超える25戸以下の建築物1棟につき新築 <u>34,000円</u> 、増築又は改築 <u>46,000円</u>
(5) 25戸を超える50戸以下の建築物1棟につき新築 <u>63,000円</u> 、増築又は改築 <u>86,000円</u>	(5) 25戸を超える50戸以下の建築物1棟につき新築 <u>95,000円</u> 、増築又は改築 <u>141,000円</u>
(6) 50戸を超える100戸以下の建築物1棟につき新築 <u>108,000円</u> 、増築又は改築 <u>147,000円</u>	(6) 50戸を超える100戸以下の建築物1棟につき新築 <u>145,000円</u> 、増築又は改築 <u>215,000円</u>
(7) 100戸を超える200戸以下の建築物1棟につき新築 <u>178,000円</u> 、増築又は改築 <u>243,000円</u>	(7) 100戸を超える200戸以下の建築物1棟につき新築 <u>245,000円</u> 、増築又は改築 <u>364,000円</u>
(8) 200戸を超える300戸以下の建築物1棟につき新築 <u>219,000円</u> 、増築又は改築 <u>298,000円</u>	(8) 200戸を超える300戸以下の建築物1棟につき新築 <u>310,000円</u> 、増築又は改築 <u>461,000円</u>
(9) 300戸超 建築物1棟につき新築 <u>234,000円</u> 、増築又は改築 <u>318,000円</u>	(9) 300戸超 建築物1棟につき新築 <u>352,000円</u> 、増築又は改築 <u>523,000円</u>
登録住宅性能評価機関により交付された住宅	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条

の提出がある場合	(4) 10戸を超える25戸以下の建築物1棟につき新築 <u>60,000円</u> 、増築又は改築 <u>88,000円</u>
	(5) 25戸を超える50戸以下の建築物1棟につき新築 <u>95,000円</u> 、増築又は改築 <u>141,000円</u>
	(6) 50戸を超える100戸以下の建築物1棟につき新築 <u>145,000円</u> 、増築又は改築 <u>215,000円</u>
	(7) 100戸を超える200戸以下の建築物1棟につき新築 <u>245,000円</u> 、増築又は改築 <u>364,000円</u>
	(8) 200戸を超える300戸以下の建築物1棟につき新築 <u>310,000円</u> 、増築又は改築 <u>461,000円</u>
	(9) 300戸超 建築物1棟につき新築 <u>352,000円</u> 、増築又は改築 <u>523,000円</u>
住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条

性能評価書 （以下「住宅性能評価書」とい う。）の提出がある場合	区分に応じ、当該各号に定め る金額	の2第4項 の規定による金額	
		(1) 1戸 建築物1棟につ き15,000円	(1) 1戸 建築物1棟につ き13,000円
		(2) 1戸を超える5戸以下 建築物1棟につき47,000 円	(2) 1戸を超える5戸以下 建築物1棟につき23,000 円
		(3) 5戸を超える10戸以下 建築物1棟につき76,000 円	(3) 5戸を超える10戸以下 建築物1棟につき36,000 円
		(4) 10戸を超える25戸以下 建築物1棟につき145,000円	(4) 10戸を超える25戸以下 建築物1棟につき60,000円
		(5) 25戸を超える50戸以下 建築物1棟につき247,000円	(5) 25戸を超える50戸以下 建築物1棟につき95,000円
		(6) 50戸を超える100戸以下 建築物1棟につき392,000円	(6) 50戸を超える100戸以下 建築物1棟につき145,000円
		(7) 100戸を超える200戸以下 建築物1棟につき712,000円	(7) 100戸を超える200戸以下 建築物1棟につき245,000円
		(8) 200戸を超える300戸以下 建築物1棟につき978,000円	(8) 200戸を超える300戸以下 建築物1棟につき310,000円
		(9) 300戸超 建築物1棟 につき1,176,000円	(9) 300戸超 建築物1棟 につき352,000円

長期優良住宅事前審査	次の各号に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数のあることを証明する書類及び住宅の提出がない場合	(1) 1戸 建築物1棟につき新築 <u>51,000円</u> 、増築又は改築 <u>72,000円</u>	(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき新築 <u>121,000円</u> 、増築又は改築 <u>169,000円</u>	(3) 5戸を超える10戸以下建築物1棟につき新築 <u>194,000円</u> 、増築又は改築 <u>271,000円</u>	(4) 10戸を超える25戸以下建築物1棟につき新築 <u>384,000円</u> 、増築又は改築 <u>537,000円</u>	(5) 25戸を超える50戸以下建築物1棟につき新築 <u>687,000円</u> 、増築又は改築 <u>961,000円</u>	(6) 50戸を超える100戸以下建築物1棟につき新築 <u>1,181,000円</u> 、増築又は改築
------------	--	---	--	---	--	--	---

確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの区分に応じ、当該各号に定める金額	(1) 1戸 建築物1棟につき新築 <u>48,000円</u> 、増築又は改築 <u>71,000円</u>	(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき新築 <u>112,000円</u> 、増築又は改築 <u>166,000円</u>	(3) 5戸を超える10戸以下建築物1棟につき新築 <u>178,000円</u> 、増築又は改築 <u>264,000円</u>	(4) 10戸を超える25戸以下建築物1棟につき新築 <u>352,000円</u> 、増築又は改築 <u>522,000円</u>	(5) 25戸を超える50戸以下建築物1棟につき新築 <u>630,000円</u> 、増築又は改築 <u>936,000円</u>	(6) 50戸を超える100戸以下建築物1棟につき新築 <u>1,084,000円</u> 、増築又は改築
--------------------------------------	---	--	---	--	--	---

		<u>23,000円</u> 、増築又は改築 <u>32,000円</u>		
(4)	10戸を超える25戸以下 建築物1棟につき新築 <u>34,000円</u> 、増築又は改築 <u>46,000円</u>			
(5)	25戸を超える50戸以下 建築物1棟につき新築 <u>63,000円</u> 、増築又は改築 <u>86,000円</u>			
(6)	50戸を超える100戸以下 建築物1棟につき新築 <u>108,000円</u> 、増築又は改築 <u>147,000円</u>			
(7)	100戸を超える200戸以下 建築物1棟につき新築 <u>178,000円</u> 、増築又は改築 <u>243,000円</u>			
(8)	200戸を超える300戸以下 建築物1棟につき新築 <u>219,000円</u> 、増築又は改築 <u>298,000円</u>			
(9)	300戸超 建築物1棟 につき新築 <u>224,000円</u> 、増 築又は改築 <u>318,000円</u>			
参考に係る 住宅性能評価	次の各号に掲げる認定申請に 係る住宅がその全部又は一部	基本額(住宅性能評価)	次の各号に掲げる認定申請に 係る住宅がその全部又は一部	

図面の提出がある場合	をなす建築物の住宅の戸数の区分に応じ、当該各号に定める金額	(1) 1戸 建築物1棟につき <u>15,000円</u>	(1) 1戸 建築物1棟につき <u>15,000円</u>
		(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき <u>47,000円</u>	(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき <u>12,000円</u>
		(3) 5戸を超える10戸以下建築物1棟につき <u>76,000円</u>	(3) 5戸を超える10戸以下建築物1棟につき <u>21,000円</u>
		(4) 10戸を超える25戸以下建築物1棟につき <u>145,000円</u>	(4) 10戸を超える25戸以下建築物1棟につき <u>30,000円</u>
		(5) 25戸を超える50戸以下建築物1棟につき <u>247,000円</u>	(5) 25戸を超える50戸以下建築物1棟につき <u>55,000円</u>
		(6) 50戸を超える100戸以下建築物1棟につき <u>392,000円</u>	(6) 50戸を超える100戸以下建築物1棟につき <u>95,000円</u>
		(7) 100戸を超える200戸以下建築物1棟につき <u>712,000円</u>	(7) 100戸を超える200戸以下建築物1棟につき <u>157,000円</u>
		(8) 200戸を超える300戸以下建築物1棟につき <u>978,000円</u>	(8) 200戸を超える300戸以下建築物1棟につき <u>193,000円</u>

図面の提出がある場合	をなす建築物の住宅の戸数の区分に応じ、当該各号に定める金額	(1) 1戸 建築物1棟につき <u>6,000円</u>	(1) 1戸 建築物1棟につき <u>6,000円</u>
		(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき <u>12,000円</u>	(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき <u>12,000円</u>
		(3) 5戸を超える10戸以下建築物1棟につき <u>21,000円</u>	(3) 5戸を超える10戸以下建築物1棟につき <u>21,000円</u>
		(4) 10戸を超える25戸以下建築物1棟につき <u>30,000円</u>	(4) 10戸を超える25戸以下建築物1棟につき <u>30,000円</u>
		(5) 25戸を超える50戸以下建築物1棟につき <u>55,000円</u>	(5) 25戸を超える50戸以下建築物1棟につき <u>55,000円</u>
		(6) 50戸を超える100戸以下建築物1棟につき <u>95,000円</u>	(6) 50戸を超える100戸以下建築物1棟につき <u>95,000円</u>
		(7) 100戸を超える200戸以下建築物1棟につき <u>157,000円</u>	(7) 100戸を超える200戸以下建築物1棟につき <u>157,000円</u>
		(8) 200戸を超える300戸以下建築物1棟につき <u>193,000円</u>	(8) 200戸を超える300戸以下建築物1棟につき <u>193,000円</u>

	(9) 300戸超 建築物1棟 につき1,176,000円	長期優良住宅の各号に掲げる認定申請に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住宅の戸数の区分に応じ、当該各号に定める基準に係る金額	(1) 1戸 建築物1棟につき新築38,000円、増築又は改築53,000円	(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき新築97,000円、増築又は改築135,000円	(3) 5戸を超える10戸以下の建築物1棟につき新築153,000円、増築又は改築215,000円	(4) 10戸を超える25戸以下の建築物1棟につき新築316,000円、増築又は改築443,000円	(5) 25戸を超える50戸以下の建築物1棟につき新築578,000円、増築又は改築811,000円
--	----------------------------------	---	--	--	---	--	--

	(9) 300戸超 建築物1棟 につき206,000円	長期優良住宅法第6条第1項第1号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めた基準に係る金額	(1) 1戸 建築物1棟につき新築35,000円、増築又は改築52,000円	(2) 1戸を超える5戸以下建築物1棟につき新築89,000円、増築又は改築133,000円	(3) 5戸を超える10戸以下の建築物1棟につき新築142,000円、増築又は改築211,000円	(4) 10戸を超える25戸以下の建築物1棟につき新築292,000円、増築又は改築434,000円	(5) 25戸を超える50戸以下の建築物1棟につき新築535,000円、増築又は改築795,000円
--	--------------------------------	---	--	--	---	--	--

	(6) 50戸を超える100戸以下の建築物1棟につき新築 1,016,000円、増築又は改築1,425,000円	(7) 100戸を超える200戸以下の建築物1棟につき新築 1,906,000円、増築又は改築2,673,000円	(8) 200戸を超える300戸以下の建築物1棟につき新築 2,770,000円、増築又は改築3,885,000円	(9) 300戸超 建築物1棟につき新築3,426,000円、 増築又は改築4,805,000円	
					長期優良住宅法第6条に係る住宅がその全部又は一部をなす建築物の住戸の戸数の区分に応じ、当該各号に定める金額及び第5号に掲げる基準に係る変更がある場合に係る変更に係る長期優良住宅建築費
					(1) [略] (2) 1戸を超える5戸以下の建築物1棟につき新築11,000円、増築又は改築15,000円
					(3) 5戸を超える10戸以下の建築物1棟につき新築939,000円、増築又は改築1,396,000円
					(4) 100戸を超える200戸以下の建築物1棟につき新築1,761,000円、増築又は改築2,618,000円
					(5) 200戸を超える300戸以下の建築物1棟につき新築2,559,000円、増築又は改築3,805,000円
					(6) 300戸超 建築物1棟につき新築3,166,000円、増築又は改築4,707,000円

計画等が長期優良住宅事前審査適用する場合である場合を除く。)の計算額	建築物 1 棟につき新築 <u>16,000円</u> 、増築又は改築 22,000円	(4) 10戸を超える25戸以下 建築物 1 棟につき新築 <u>32,000円</u> 、増築又は改築 45,000円
	(5) 25戸を超える50戸以下 建築物 1 棟につき新築 <u>39,000円</u> 、増築又は改築 57,000円	(6) 50戸を超える100戸以下 建築物 1 棟につき新築 <u>48,000円</u> 、増築又は改築 72,000円
	(7) 100戸を超える200戸以下 建築物 1 棟につき新築 <u>87,000円</u> 、増築又は改築 129,000円	(8) 200戸を超える300戸以下 建築物 1 棟につき新築 <u>116,000円</u> 、増築又は改築 172,000円
	(9) 300戸超 建築物 1 棟 につき新築 <u>145,000円</u> 、増 築又は改築 <u>215,000円</u>	
	53 長期優	長期優良住宅法第 9 条
		1 件につき <u>7,000円</u>
		1 件につき <u>6,000円</u>

良住宅建築等計画の認定人 の変更認定申請手数料	第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に係る変更認定申請手数料	長期優良住宅法第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1 件につき <u>7,000円</u>
良住宅建築等計画の譲受人の決定書に係る変更認定申請手数料	第1項又は第3項の規定に基づく长期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	长期優良住宅法第10条の規定に基づく长期優良住宅建築等計画の変更認定の申請に対する審査	1 件につき <u>6,000円</u>

備考

- 1 51の項及び52の項に規定する手数料について、それぞれ长期優良住宅建築等計画認定及び长期優良住宅建築等計画変更認定に併せて长期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2の1の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。

備考

- 1 51の項及び52の項に規定する手数料について、それぞれ长期優良住宅建築等計画認定及び长期優良住宅建築等計画変更認定（长期優良住宅法第6条第1項第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に係る変更がある場合（変更に係る长期優良住宅建築計画等が长期優良住宅事前審査適合計画である場合を除く。）を除く。）に併せて长期優良住宅法第6条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合は、当該建築物の床面積の区分並びに建築設備及び工作物の件数に応じ、別表第2の1の項に規定する手数料の金額を加えた金額とする。

2~10 [略]

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

2~10 [略]

令和3年11月26日 提出
日向市長 十屋 幸平

